

AOMORI STARTUP CENTER

運営スポンサー企業登録 申込み要綱

AOMORI STARTUP CENTER は、起業創業支援、新たな価値ある商品・サービスの創出、まちづくりや地域活性化につながる事業や人材育成などに利用できる施設となっております。

現在、この趣旨に賛同いただき、当センターをご活用いただきながら運営をサポートしていただけるスポンサー企業を募集しております。

1. 施設

AOMORI STARTUP CENTER

2. 住所

青森県青森市新町1丁目2-18 青森商工会館1階 AOMORI STARTUP CENTER

3. 営業時間（日、祝日、年末年始は閉館）

平日 10:00～20:00 土曜日 13:00～18:00

4. ご負担いただく費用

①スポンサー企業会費（年払い）

180,000円/年 ※年度途中での申込みの際は月割り

②青森商工会議所への入会（年払い）

法人 30,000円/年 個人 20,000円/年 ※年度途中での申込みでも月割りなし

5. 特典

①会員価格での当センターの利用 ※別紙1参照

②上記住所の利用（郵便物は受け取りのみ）

③センター内でのスポンサー企業名の掲示

6. 申込み・登録・お支払いの流れ

①スポンサー企業申込書にご記入の上、会社の登記簿謄本を添えてお申込み

②当会議所で審査

③審査合格後、青森商工会議所への入会の申込み

④会議所よりスポンサー企業会費及び青森商工会議所会費の請求書の発行

⑤請求書に従い当会議所指定の口座へお振込み

※次年度以降は、年1回4月に、スポンサー企業会費及び青森商工会議所会費を当会議所から請求書を発行

8. 退会

退会の前月に退会申出書により退会の手続きを行う

9. その他

上記に記載のない事項については、青森商工会議所が申込者と協議の上決定する

【お問合先】

AOMORI STARTUP CENTER 青森商工会議所経営相談課 TEL017-734-1311・FAX017-775-3567

AOMORI STARTUP CENTER 利用要綱の一部改正（施設維持料金・利用対象者）について

開設から1年が経過したことから、今後も安定した施設運営を継続するため、スタートアップセンターの施設維持料金、利用対象者を下記のとおり改正する。

なお、本改正は、10月1日（火）申込書受付分から実行する。

記

利用対象者	施設維持料金（1時間単位税別）	
	改正前	改正後
1. 運営連絡会議メンバー	無 料	1,000 円（一部無料）
【商工団体】 ・青森県中小企業団体中央会 ・青森県商工会連合会		
【大学・短期大学】 ・弘前大学 ・青森県立保健大学 ・青森公立大学 ・青森大学 ・青森中央学院大学 ・青森中央短期大学 ・青森明の星短期大学 ・立教大学		起業・創業、産学連携事業に関するものについては無料
【金融機関】 ・青森銀行 ・みちのく銀行 ・青い森信用金庫 ・青森県信用組合 ・日本政策金融公庫 ・商工組合中央金庫 ・青森県信用保証協会		起業・創業、事業承継に関するものが対象。それ以外は、会員事業所料金。
【支援機関】 ・21 あおもり産業総合支援センター ・青森県弁護士会 ・東北税理士会青森支部 ・青森県社会保険労務士会青森支部		
【行政】 ・青森県 ・青森市		青森県商工労働部、青森市は無料 県は他部署であっても起業・創業、事業承継に関するものは無料
2. 青森商工会議所会員事業所	3,000 円	2,000 円
3. 起業・創業間もない事業者、志す者	3,000 円	無料
*新規		3,000 円
4. 一般（フューチャーセンターを占有して使用希望があった場合）	—	街づくりや地域活性化のための学生サークル等は無料（減免理由提出）

*1. 青森商工会議所共催事業は無料、後援事業は有料とする。